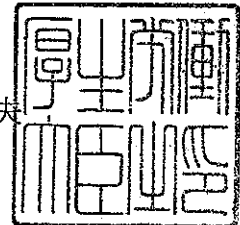


厚生労働省発食安第 0712004 号
平成 19 年 7 月 12 日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、厚生労働大臣が特定保健用食品についての安全性の審査を行おうとするときは貴委員会に意見を聴かなければならないこととされているが、下記については同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

「特定保健用食品における疾病リスク低減表示について」（平成 17 年 2 月 1 日付け食安新発第 0201003 号）に示す疾病リスク低減表示の基準を満たすもののうち、カルシウムを関与成分とするもの。



カルシウムを関与成分とする特定保健用食品（疾病リスク低減表示）について

○特定保健用食品（疾病リスク低減表示）

特定保健用食品であって、疾病リスクの低減に関する表示を含むものをいう。

○カルシウムを関与成分とする疾病リスク低減表示

「特定保健用食品における疾病リスク低減表示について」（平成17年2月1日付け食安新発第0201003号。以下「通知」という。）第1「科学的根拠が医学的・栄養学的に広く認められ確立されている疾病リスク低減表示について」において、カルシウムを関与成分とするものについて以下のとおり示している。

・関与成分：

カルシウム（食品添加物公定書等に定められたもの又は食品等として人が摂取してきた経験が十分に存在するものに由来するもの）

・一日摂取目安量

上限値：700mg

下限値：300mg

・特定の保健の用途に係る表示：

「この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。」

・摂取をする上での注意事項：

「一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません。」

○今後の取扱い

カルシウムを関与成分とする特定保健用食品（疾病リスク低減表示）については、これまでに食品安全委員会に安全性評価を依頼した3製品について、既に安全性に問題はないとの食品健康影響評価がなされており、また、一日摂取目安量の上限値（700mg）についても、安全性は確保されているものと結論が示されている。したがって、通知において定められている一日摂取目安量の範囲内であれば、カルシウムを関与成分とする特定保健用食品（疾病リスク低減表示）については、個別に安全性評価を実施する必要はないものと考えられる。